

第35回研究会

平成19年11月9日(金)午後2時
市役所 2階 大会議室

主な内容

市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)案について
「市民協働センター(仮称)のあり方検討分科会」及び「条例(の条文)案検討分科会」
について

前回、分科会についての所属意向が確認され、分科会が動き出します。今回の後半は、分科会に分かれて今後の進め方などについても議論します。

【小林会長】昨日は立冬だった。時間が経つのは早い。提言を取りまとめて示さなければいけない。そうしないと税金を使って何をしていたのかという話も出てくるかも知れない。以前、初山委員が80%の合意があれば、仮置きにして前に進んでいこうという発言があったが、最後に微修正もしくは、一致できなければ両論併記というか少数意見としてこうした意見があったと記していかなざるを得ないところもあると思っている。前回、前々回ともに確認したことは、個人が一定の運営ルールに則って、まちづくりを進めていこう。これを新しい協働の形として提案していこうということは合意ができています。市民と団体、市役所との連携協力の場合も「お互いの立場や意見を尊重しよう」ということも提案してくということも合意ができています。場合によっては「協働」という言葉を使わないのも手だし、違う言葉におきかえることも手だ。感性の違いもあるので、どちらかの意見に皆が納得することは難しいので、乗り越える策としても考えたい。市民と市役所の関係を連携協力というか協働というかは別にして「お互いの立場や意見を尊重する」という合意は、現在はガイドブック案に含まれていない。今日の議題のガイドブック案の議論についてだが、局面の打開策があれば話してほしい。なければペンディングして分科会の議論に入る。市民と市役所の関係について、市役所が行う施策についてはガイドブック案に盛り込まれているが、「お互いの立場や意見を尊重する」ということは文章に載っていなかったもので、そのことについて提案があれば議論をしたい。後半は分科会に別れて、どうやって進めていくのか話し合してほしい。次回が終わると全体会が1ヶ月空くので、その間に分科会を進めて12月19日の研究会で報告してほしい。今日の内容はこんなところだ。

【大竹委員】市民と市役所との関係は、仮に連携協力だとするにしても、研究会の中ではこれまでの関係とは違うスタンスとしてまちづくりに取り組んでいこうということで議論している。このことはガイドブック案の中に盛り込むべきだと思う。連携協力する仕方について、中身の具体的なこともあるけれど、従来の関係ではないスタンスで取り組んでいこうということは一致している。現在の案に追加して、こ

んなものを入れてはどうかという提案を持ってきた。

【尾関委員】 初山委員が以前から「大方議論ができてから、先に進むべきだ。そうでないとどこまでいっても並行線だ」と言っている。私も、一致していなくても、分科会で議論してはどうかと発言していたが、だいたい出揃ったのかなと思う。論点は、市民と市役所とが連携協力の関係なのか、対等な協働の関係なのかということだけである。1年以上議論しており、今は単なる中間発表ではないので、一致した範囲で合意する。市民協働の運営ルールにも、合意を目指して議論し、一致したところで合意しようとしており、多数決で決めるものではない。諮問されている内容は、市民に対する行政側の政策であり、市民に呼びかけて市民に参加してもらう内容である。市民に呼びかけるものとして両論併記はまずいのではないかと思う。ここで一致しないものは、市民の間でもいろいろな意見が出てしまうので、少なくとも合意できる範囲内で答申するのがよいと思う。パネルディスカッションや意見交換会では、両論併記をしてきたが、あれはあくまでも中間報告なのでよいが、最終のものとしては両論併記はよくない。大方一致しているので、一致した範囲内で分科会へもっていけばよいと思う。「お互いの立場や意見を尊重する」ということはガイドブックに入れることは確認している。細部の字句は修正すればいい。市民と団体、市役所との関係を「連携協力」とするか、対等な「協働」とするかは保留にして提言していくのが穏やかではないか。

【小林会長】 一致した範囲内において分科会で検討をして、提案を出していこう。市民と団体、市役所との関係については議論があるところだ。言葉は棚上げにして中身の議論を進めていこうということである。言葉をどちらにするというのではなく、大竹委員は、市民と市役所との関係として、「お互いの立場や意見を尊重する」ということを具体的にガイドブックに追加をしていこうという趣旨である。提案を説明してほしい。

【大竹委員】

第 章 市民と市役所との「 」

江南のまちづくりにおいては、市役所が基幹的な役割を担っていかなければなりません。しかし、時代の変化により、市役所だけでは十分ではなくなってきたこと、またはこれまで以上により良くしていきたいこと、これらに対してみんなで知恵を出し合って取り組んでいくのが「協働」です。

これまでも「協働」とは言わないまでも、市民及び市民活動団体等と市役所が同じ目的・目標でお互いに協力し合って取り組んできた事例はありました。しかし、次のような問題点もありました。

- ・ 市役所が事業の計画を決めて、実施の部分を市民にお願いすることがほとんどであった。（企画の部分は行政、実行・実施は市民という構図がほとんどでなかったか。）
- ・ 市役所が市民活動団体に事業を委託する場合も、既に内容が決められていて、受託側に裁量の余地がなく、（NPOなどが）得意な分野で力を発揮できない場合があった。など

このような問題点を解決し、市民及び市民活動団体等と市役所が、相互理解と適切な役割分担により、江南のまちづくりを進めていくために、双方が次のことに心がけ（ルール化し）協働するものとします。

特に、市役所は、パートナーへの支援者ではなく、同じまちづくりの当事者としての意識を持つよう心がけます。

協働の活動、事業を実施するにあたっては、双方が企画立案段階から目的や情報を共有し、お互いの提言や意見を取り入れていきます。

方針や方策の変更においても一方的に決めるのではなく、相互に十分協議します。

それぞれの立場に違いがあることを理解します。

協働で取り組む過程のすべてにおいて常に情報を共有するとともに、情報を公開し透明性を確保します。

情報を公開する場合は、さまざまな情報の受け手があることに留意して行います。

市民活動団体等が市役所から委託を受ける場合も、決して下請けではないので、市民活動団体等の専門性や柔軟性、機動性などの特性が活かされるように留意します。

公金支出を伴う協働で行う活動、事業の会計処理は正しく行い、決算書などを常に公開できるようにします。

「要望を言う・受ける」関係と区別し、「アイデアを出し合い、新しいものをつくりだす」関係であることに留意します。

協働の過程で知りえた個人情報や秘匿な情報については、守秘義務を果たします。

協働の成果を評価し、問題点を明らかにして改善しながら取り組みます。

文章の中に「協働」という言葉がでてくるが、これは仮置きにしておいて、「心がけること」とし、双方のあり方として挙げてみた。ルール化し協定書の締結ということも視野に入れて、具体的に「立場の違いを理解する」とした。これがなぜ難しいのかわからないが、議論として出てきた。双方の関係として関係改善を訴えていくことは必要である。これを現在の案に追加したいという提案である。

【小林会長】ここで「協働」という言葉はさておき、中身的には一致できると思う。

【尾関委員】第2部には同じ内容が載っており、企画立案から提案まですべて書いてある。第2部は2章立てであり、第2章に市役所が取り組むこととして、市民協働によるまちづくりを推進する手立てを提案しているが、事業の提案制度などとして全部そのとおりのことが書いてある。市職員の思いはよくわかるので、市民協働のまちづくりを推進する施策の中に一項目起こしてはどうか。支援ではなく、一緒にやっていく。その通りである。行政が支援、市民活動支援センターなどよく言うが、気になる言葉である。市民から見れば利用センターだ。市役所は、まちづくりにおいては支援ではなく、当事者であり、基幹組織だと思う。

【小林会長】今までの市役所からは出てこない内容である。随分変わってきたと思う。

【尾関委員】積極的な提案であり実現できたらいいと思う。市役所を引っ張り込むとい

う発言があったが、この提案でできるのではないか。

【長崎委員】提案に「要望を言う・受ける」関係と区別し」という表現があるが、他市の自治基本条例では、苦情・要望には誠実な対応をすることでしている事例が多い。否定しているわけではないが、なくてもいいかなと思う。

【尾関委員】スーパーなど民間ではどこでも、苦情へ対応するシステムを作って対応をしている。「苦情は受けます。後は検討します」という冷たい関係ではいけない。後段の「アイデアを出し合い、新しいものをつくりだす」関係を膨らませることが重要である。

【長崎委員】誤解のないようにするべきだと思った。

【小林会長】市民および市民活動団体等と市役所が相互理解をする。これを協働という言葉は別にして、まちづくりを進めていくうえで、新しいものを作り出していくということをお互いに意識しようという意味になると思う。

【長崎委員】そういうことならいい。

【藤田委員】市役所との連携協力についてだが、今後協働という言葉を使わないということになれば、この会は協働研究会という名前を外した方がいい。本当に協働をするならば、言葉なんて必要がないと思う。言葉の問題で平行線になっているが、できてしまったら仕方がない。今後の流れの中で、直していけばいい。言葉にだけとらわれるのはよくないが、行政との協働はありえないと決め付けると、互いに議論がいつまで経ってもまとまらない。

【小林会長】どういう言葉でいうかというよりも中身が大事だ。市民と市役所との関係について、議論をされてきたが、文章になっていないので、こういう提案が出た。協働をまったく使わないわけではないし、藤田委員だけが、連携協力に反対をしているわけではない。市役所との関係を含めて協働だと言いたい委員はたくさんいる。しかし、お互いに一致しないから、一致しているところで話をしていこうとしているわけで、協働という言葉を使わないことに従えというわけではない。

【藤田委員】協働の事業をするのに、市民と行政との協働はあり得ないとか、行政は信じられないという発言があった。初めから相手を否定して物事を考えてはいけない。

【小林会長】そういうことを打開するために市民と市役所との関係について大竹委員は提案を出した。こういうことを市民と市役所とのルールとして書いておいたほうがいいのではないかとことだ。

【藤田委員】それはいいことだ。

【大竹委員】おおむね評価されているようだ。市民と市役所との関係についての趣旨で提案したのだが、中身の文章には協働という言葉が出ているが、この提案のタイトルとしては「市民と市役所との」というように保留している。また、対等ともいっていないが、相互理解と適切な役割分担という言葉で表している。その関係は、協働という言葉に置き換えてもいいと思うし、できるならそうしたい。

【尾関委員】連携協力でも差がない。そこは触れないで合意しようと言っているのに、それを主張されるとまとまらなくなってしまう。

【藤田委員】現在の案には連携協力と書いてある。

【尾関委員】どこにも書いていない。市民活動団体と市役所の連携協力はあると書いているがこれは削除する。チェック漏れで出た言葉だ。議論の中では出ているが、第1部、第2部は今日的一致できた範囲内を想定して書いているので、連携協力とは書いていない。しかし、そこで協働という言葉を使ってくると、まとまるものもまとまらなくなる。

【長崎委員】大竹委員の提案を熟読しないと、現在の案のどこに盛り込むかということはずぐには判断できない。じっくりと考えて、ガイドブックにどう反映させるかを考えないといけない。尾関委員と大竹委員で話しあうのがいい。

【尾関委員】内容的にはよいが、すでに第2部に書いてある。それを噛み合わせるにはどうしたらいいかだ。文体や表現は好き好きがある。市民に呼びかけるには表現は大事なことだ。意味不明で呼びかけては、それは無責任なことになる。現実的なこととして市民に呼びかけるにはどうしたらいいかである。内容的には、言わんとすることは同じだ。いずれにしても合意をして分科会で議論をする。

【小林会長】第1部では、個人と個人で何かをやっていこうというときの運営ルールが書いてある。それと同じように市民と市役所とで何かをやっていこうというときのルールも別立てにして箇条書きにしておいたほうがわかりやすいというものである。それは第2部で市の施策としてほとんど挙がっているということであるが、書き方としては、市民協働として個人同士で何かをやっていくということに対して、市役所として何ができるかという環境整備としての施策が書いてある。同時に、協働という言葉で表現されるかどうかはわからないが、市役所自体が市民と関わっていくときに気を付けることとして別に書いておいた方がわかりやすいという趣旨での提案である。第2部の第2章の中にいれるのか、後ろに入れるのかはわからないが、大竹委員の提案を付け加えていくことには、各委員は納得しているか。

【藤田委員】個人同士の協働はいいが、それが団体となって、行政と全く関わりなくやれる活動があるのか。努力もせずに最初から行政とは対等になりえないとしてしまうことに納得ができない。皆さんは市役所との協働事業をどのようにやっていこうとしているのかわからない。

【尾関委員】第2部に活動機会の創出が書いてある。ここでは市民活動団体に触れており、市と連携協力と書いているが、チェック漏れなので、削除して、市の委託・助成・共催・協力などに取り組む市民活動団体や目的を持った市民が集まってできた団体が企業や市役所などと活動する際の関係、運営のルールがあっている。ただし、協働ではない。これは、委託でさえも、市民活動団体が企画立案から参加できるという画期的な大竹委員の意見にも含まれているし、ルール化しないといけないものだ。まったく個人でバラバラな状態で、市役所と活動するケースもあるが、市民協働の組織を作って、話をする、まちづくりをする、そういうことは第2部でも提案しているので、藤田委員は心配する必要がない。

【藤田委員】内容についてはいいけれど、気持ちの問題でひっかかることがあって、皆

さんが言わないので私が言っている。

【尾関委員】大竹委員の提案は、市民の立場に立った積極的なもので、第2部の提案をより補強するものである。市職員から出されたものであり、素晴らしい提案だと思う。

【藤田委員】公募なのに、あえて市職員という必要はないと思う。

【尾関委員】日常業務の中の思いから生まれた案だから、あえてそう言った。一般市民では気づかない細やかな提案だと思う。

【小林会長】団体と市役所がやるときも対等だ、協働だと藤田委員が言いたいのはわかる。それについては協働という言葉を使いたくない委員もいるが、互いを尊重して、理解をして企画立案から一緒に作っていきこうという精神が必要だということで、その関係をわかりやすく提案してもらった。

【大倉委員】市民活動団体や市民がいくら役所に意見を言っても、これまではマイノリティの意見は取りあげられなかったが、大竹委員の提案は、これからはそうじゃないというものだ。第2章の別のところで、行政の取り組み方として別に取り上げたほうがいい。

【尾関委員】ルールという言葉を使ってもいい。大竹委員の提案を全面的に支持できる。双方が次のことに心がけるといいう文をルールに置き換えてはどうか。

【大竹委員】双方が一緒にやろうということで、心がけだけでは不安ならば協定という形で書面を交わすことも考えられる。

【尾関委員】契約ということになるのか。契約、協定と具体的な言葉が出てきた。大竹案を合体させたい。任せてもらえないか。

【小林会長】各委員とも大卒賛成なので、ルール、心がけることとして市民と市役所の関係も第2部に加えて、再提案してもらおうことでいいか。

【尾関委員】機械的に追加するのではなく、合体するという形で付け加える。

【小林会長】第2部は、個人同士の関係を市民協働として取りあげているので、今の指針案は個人同士の関係をいったものだけにみえてしまう。

【尾関委員】市民活動団体は項目として、取り上げ方が弱いのかなと思う。委託や助成なども括弧つきの協働事業として、ルール化も考えていたけれど、混乱するといけないので、削除して提案した。思いはよくわかる。委託や助成などの事業をどうするか。ルール化とか言わなくても、申し合わせ事項というか、お互いがルール、または方向性に基づいて協議をしましょうということだ。委託事業などについても、よりまちづくりについても協定書を結ぶとか企画立案から参加をするわけなので、合意文書を作成するなどの積極的な提案だ。

【大倉委員】提案は、少数意見も聞きながら、一緒にやっていくという姿勢を示したものである。

【小宮委員】協働と連携協力の議論のとき、私たちも一緒にやろうというのに、市役所との協働は考えられないという意見で宮島委員が悲しい顔をした。藤田委員は、行政を排除しているようで、乗り越えられないところがあると言っていた。考え方を

かえると、できること、できないことの現実がある。自分の中では、事実として、尊重をしたい。市職員も市議員も個人の意見だけでは動かしていけないこともある。私たちのように何にも背負っていない人は言いたいことが言える。ただし、言えない人を尊重してあげなかったらいけない。地域問題を通して、それぞれの思いを言い合うのではなく、お互いが事実を認識して歩み寄るのがいい方法だと思った。みんなが悲しまないでいようと気づけば、上手くいくと思う。

【鈴木委員】第2部の基本理念は、市民が個人の立場でまちづくりの方針を議論し、そこで決定されたら、市はそれにお金をつけるというコンセプトでできていると思っている。大竹委員の提案は、企画段階から市と市民が議論をして方針を決めていこうというものであり、合体することはできないのではないかと。

市民協働は、個人の市民に特化したものであり、市役所は介入できない。市民が決めたことを市が飲めるか、飲めないかということしかないというように作ってあると思う。

【尾関委員】そうではない。

【鈴木委員】もともと協働は地域の主体が、対等な関係のもとにまちづくりに取り組むというものであったが、今回は個人の市民に特化して作られている。そこが噛み合っていなかったわけで、合体することはできないのではないかと。

【小林会長】第2部の第1章では、市民協働という言葉は置いておいて、市民が個人の立場で何か活動をしていくときの運営ルールを書いている。第2章は、個人の市民同士が何かをやっていくことに対する施策となっている。個人の活動に市が情報を提供していこうということに異論はない。第2節、第3節として書かれている市民参画、市民活動などが個人の話だけではないので混乱をしていると思う。議論をしたことからいくと、市民活動団体や市民と市役所が何かを行う。それを協働とするかどうかは別にして、今まで問題点がいくつかあった。それを乗り越えていこうというこれまでの議論を生かしたいということで提案が大竹委員から出された。それを加えようということだが、折角だから大竹委員も入ってもらい、文章を整理していただきたい。そうすれば、納得して整理がしやすいと思う。

【尾関委員】第2章のタイトル「市民協働のまちづくりを推進する施策」を「市民が取り組むまちづくりを推進する施策」に訂正したい。市の施策なので、市役所がどう取り組むかというものである。市民が取り組むまちづくりの中には市民協働ではない活動もある。市民協働だけのまちづくりを言うのではないという形にしたい。第1部、第2部の第1章では、今までにない形としての市民協働をアピールしていきたい。

【大倉委員】市の施策や姿勢がよく出るようにしていく。市長はそこまでやるのか。大変だということになるかもしれない。

【小林会長】大竹委員も入り提案者になってもらって、進めていくことでいいか。

【各委員】その進め方でよい。

休憩

分科会の議論

【宮島委員】仕事もあるので、出席が難しい人も多いのではないかと。

【小林会長】夜間ならできるか。また、出席できなくても意見は言いたいので情報だけほしいという人もいい。思いがあるなら入ってほしい。

【尾関委員】全体会のある日は、半分を分科会に充ててはどうか。

【小林会長】そうしたい。

以下、分科会に分かれて進め方の議論

「市民協働センターのあり方検討分科会」の報告

【大竹委員より】センターという箱の状態ではなく、太田委員が出したようなセンターの仕組みや運営方法が重要であり、こちらを主体に議論していきたい。仕組みづくりを検討する。

「条例(の条文)案検討分科会」の報告

【鈴木委員より】(仮称)市民参画と市民活動の推進に関する基本条例と(仮称)自治基本条例を検討する。長崎委員から私案がたたき台として出される。2月ごろまでに成果品を作る。現在議論している指針を具体化する条例の検討に精を出したい。



分科会は、会ごとの開催と、時間の都合で全体の研究会の中でも開催することもありということになり、次回も分科会での議論を予定しています。